



固定資産税の標準税率 1.4%に 0.3%上乗せする都市振興税。行政サービスを安定的に提供するため、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間、市民の皆さんにご負担をお願いしてきました。この度令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間延長させていただくことに伴い、2 月中に 3 日間、住民説明会を開催し、たくさんのご意見をいただきました。

今号では、説明会参加者からのご質問や、市民の皆さんからのご意見に対する市の考え方や回答をご紹介します。

都市振興税の延長について Q&A

☎ 財政経営室 ☎ 63-7403

市民の皆さんからいただいたご意見と回答 (一部抜粋)

◎その他の質疑応答に関しては、市ホームページをご覧ください。説明会当日に配布した資料も公開しています。

Q 都市振興税がないと市民サービスが低下するの？

A 都市振興税として市民の皆さんに納めていただく税収(財源)は約 8.2 億円です。この財源がないと、令和 3 年度以降、現在行っている行政サービスを維持できなくなります。

都市振興税を活用させていただくことで、市立病院の医療提供体制の充実や公共施設の維持・管理など市民サービスの維持・向上を図るとともに、3つの重点プロジェクト(元気創造、若者定住、生涯現役)に取り組んでまいります。

Q 都市振興税を延長して市民に負担を求めるのだから、行政はもっと徹底した行財政改革を進めるべき。

A 令和 3 年度からは、現在実施している職員給与の独自削減に上積みしてさらなる削減を実施することや、会計年度任用職員の削減、事務事業の見直しなどの行財政改革の取組を進めるほか、市立病院における経営改革を進め、各年度の財源不足を解消します。

Q 都市振興税を延長する決定が 12 月議会でなされたが、なぜ、市民への説明は決定後になったのか。もっと早く説明会を開くことはできなかったのか。

A ご意見については、真摯に受け止めるべきことと考えています。当初、中期財政見通しについては、令和 2 年夏ごろの公表に向け、策定作業を進めてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の施策や経済状況、さらには本市の税収への影響が不透明な中、策定が遅れ、結果として 12 月の定例議会での提案となりました。説明が事後となったことにつきましては、市民の皆さんに大変申し訳なく思っています。今後、中期財政計画を策定し、市民の皆さんに分かりやすく公表していくこととします。

Q 都市振興税は本当に 3 年後(令和 5 年度)に終了できるのか。

A 令和 4 年度までは新型コロナウイルスによる影響が続くと見込んでおり、大規模災害など突発的な事案に対応するための緊急的な財政支出がない限り、令和 5 年度には終了できる見込みです。

Q なぜ、平成 28 年度の都市振興税の導入の際に、令和 3 年度以降の財政状況を見通せなかったのか。延長することを想定していたのか。

A 平成 28 年度からの都市振興税導入の際に策定した中期財政見通しは、今後の財政状況をおおよそ見通すことができる令和 2 年度までの 5 年間として策定し、令和 3 年度以降も延長するかどうかは、改めて、その時点での最新の財政状況などを考慮し、検討することとしていました。

今回の財政見通しは、5 年前の導入当初には想定していなかった新型コロナウイルスの感染拡大による税収への影響のほか、最新の高齢化の伸び率や社会保障制度の改正などを踏まえた扶助費の増加、三重とこわか国体の実施運営に関わる経費負担などを反映し、改めて令和 3 年度から 8 年度までの財政状況を見通したものです。

なお、今回の財政見通しでは、令和 3 年度から 5 年度まで都市振興税を賦課させていただき、さらなる行財政改革の取組を進めることで、令和 7 年度に収支の均衡が図られると見込んでいます。そして、令和 8 年度には、市立病院や伊賀南部クリーンセンターの建設当時の市債(借金)の償還が終了し、都市振興税がなくても黒字化できる見込みです。

Q 収入がないのに、不動産があると都市振興税は課税される。個人市民税のように、全市民が収入に応じて負担すべき。

A 市内で資産をお持ちの人は何らかの行政サービスを受けていただいているということ、また、公平性や安定性といった面から、固定資産税の標準税率に 0.3%上乗せして都市振興税を賦課することとしました。

また、行政サービスを受けていただくのは必ずしも市民の皆さんだけではないことから、本市で固定資産をお持ちの皆さんにご負担いただくものです。

Q 市の借金はどのくらい残っていて、今後減っていくのか。多くの若者に名張に住んでもらうためにも、早く財政を健全化し、財政非常事態宣言を解除する必要がある。

A これまで、公共施設などの改修を延伸するといったことや、国・県補助金などの財源を確保するなどして、市債残高を抑制してきました。一般会計の市債(借金)残高は、平成 28 年度の 348 億円に対し、令和元年度は 351 億円で、3 億円増えていますが、これは、実質的な地方交付税である臨時財政対策債(※)が増加しているためです。臨時財政対策債を除くと市債残高は確実に減っています。

財政非常事態宣言については、現在の基金残高や財政指標などから、解除できる状況ではありません。財政運営指針に掲げる基金の積立や市債残高の抑制などの目標を達成する見込みが立った時点で、財政指標の推移なども踏まえて総合的に判断します。

(※) 臨時財政対策債：国から交付される地方交付税の代替財源として市が借り入れるもので、その元利償還金の全額が、償還を行う際に、地方交付税として交付されるもの